

証券コード 3981

株式会社ビーグリー

# 第7回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年3月26日(木曜日) 午前10時

開催場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号

**明治記念館 1階「若竹の間」**

末尾の「株主総会会場ご案内図」を  
ご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である  
取締役を除く。)4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役  
3名選任の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である  
取締役及び社外取締役を  
除く。)に対する譲渡制限付  
株式の割当てのための報酬  
決定の件



# Beagle

## 株主のみなさまへ

平素よりひとかたならぬご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2019年12月期は売上高100億円を超え過去最高を記録するなど中期経営計画初年度を順調に歩むことができました。

『コミック配信会社からコンテンツプロデュースカンパニーへ』という中期経営方針に沿って、『まんが王国』の継続成長を土台に複数のプロデュース作品を展開してまいりました。2020年12月期におきましても、当社は、創作活動によって生み出される“コンテンツ”が“ユーザー”や“ファン”としっかり出逢えるように様々なプロデュースを行い、新たな価値を提供してまいります。

代表取締役社長 吉田仁平

## 経営理念

### 理念：固定観念にとらわれる事なく、新しい発見と進歩を求め続ける

インターネットはこの数十年間で驚異的に発展しました。米国発祥のインターネットは、2000年当初に日本で携帯電話と融合し、その後スマートフォンによって大きく生態系を変え、進化を加速させながら世界中に普及しています。今後もユーザーの消費行動は変化し、技術の進歩は加速し、インターネットビジネスは例外なく激変を続けるでしょう。当社では、この市場で生き延び発展し続けるためには、変化を前向きにとらえ、発見や成長という喜びを見出していく姿勢が非常に重要と考えます。『進化論』のチャールズ・ダーヴィンが世界航海に使用した船の名『Beagle』号に由来した当社の社名にも同様のコンセプトが込められています。

### Mission：クリエイターとファンを繋ぎ、新たな価値を創造する

最も人間らしい活動と言われる創作活動によって生み出される“コンテンツ”が、インターネット上で“ユーザー”や“ファン”としっかり出逢えるように、当社では様々な役割を担っていきたいと考えています。この活動が、創作意欲の励みとなれば、より一層の文化の発展に寄与することとなり、当社の大きな喜びとなります。

### Vision：グローバルで通用するコンテンツプロデュースカンパニーへ

当社ではコンテンツを見定め、それに適した方法で訴求してゆく活動を『コンテンツプロデュース』と定義し、コンテンツやクリエイターが世界規模で流通・活躍できるようグローバルに事業展開いたします。

証券コード 3981

2020年3月10日

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目13番5号  
株式会社ビーグリー  
代表取締役社長 吉田仁平

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使方法についてのご案内」に従って、2020年3月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号 明治記念館 1階 「若竹の間」
3. 目的事項  
報告事項 第7期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのお土産をご用意しておりません。あらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.beaglee.com/>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使方法についてのご案内



### ■ 株主総会に出席いただく場合

株主総会開催日時 | **2020年3月26日（木曜日）午前10時** (受付開始 午前9時)

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください(代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります)。

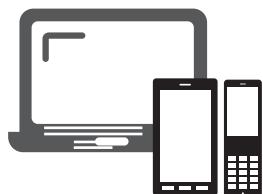
なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。



### ■ 郵送にて行使いただく場合

行使期限 | **2020年3月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



### ■ インターネットにて行使いただく場合

行使期限 | **2020年3月25日（水曜日）午後5時30分行使分まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

**議決権行使サイト : <https://evote.tr.mufg.jp/>**

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

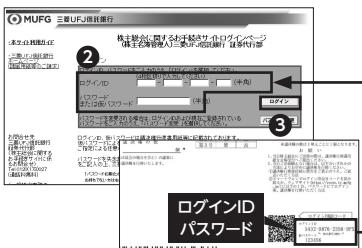
## 1 議決権行使サイトへアクセス

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)



① 「次の画面へ」をクリック

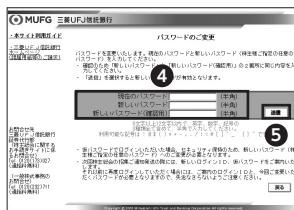
## 2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力  
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

③ 「ログイン」をクリック

## 3 パスワードを登録



④ 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。  
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

### ■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、次頁に記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

### ■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

### ■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

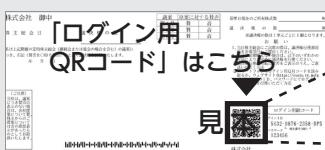
## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

### 1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

### 2 議決権行使方法を選ぶ

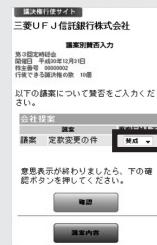
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。

QRコードでのログインが出来ない場合には、前頁に記載の議決権行使サイトにアクセスする方法にて議決権行使を行ってください。

### 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

二回目以降のログインの際は…  
前頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027 (通話料無料)  
受付時間 9:00~21:00

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じま

す。  
なお、取締役選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。  
「当委員会は、今後の取締役会及び業務執行体制のあり方等について各取締役とも意見交換を行った上で取締役の選任について検討いたしました。その結果、本議案の各候補者は、その専門知識と経験及びこれまでの職務執行状況もふまえ、当社の取締役として適任であると判断いたしました。」

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	よしだ じん べい 吉田 仁平 再任	代表取締役社長	12回中12回 (100%)
2	さくら い ゆう いち 櫻井 祐一 再任	取締役管理部長兼社長室長	12回中12回 (100%)
3	あき た けん じ 秋田 堅司 再任	取締役コンテンツプロデュース部長	12回中12回 (100%)
4	さ とう しゅん すけ 佐藤 俊介 再任 社外 独立	取締役	12回中11回 (91.7%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	吉田 仁平 (1971年12月30日生) 再任	1994年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 2000年4月 ITX株式会社転籍 2004年6月 株式会社モーラネット 取締役 2006年6月 同社 代表取締役 2007年6月 株式会社ビービーエムエフ（現当社）入社 2007年10月 同社 執行役員 2009年1月 南京波波魔火信息技术有限公司 執行董事 2012年3月 menue株式会社（現当社）取締役 2013年3月 menue株式会社（現当社）代表取締役社長 2014年2月 株式会社MNH（現当社）代表取締役社長（現任）	244,259株
取締役候補者とした理由 吉田仁平氏は、当社入社以来、当社の主力事業である「まんが王国」事業の推進において重要な役割を果たすとともに、当社の経営戦略の立案・決定を主導し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの実績を有することから、引き続き代表取締役社長として経営を主導することが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。			
2	櫻井 祐一 (1975年9月12日生) 再任	2001年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2006年2月 ネクステック株式会社入社 2008年10月 株式会社ガーラ入社 2013年1月 menue株式会社（現当社）入社 2014年10月 当社 取締役管理部長 2019年1月 当社 取締役管理部長兼社長室長（現任）	7,558株
取締役候補者とした理由 櫻井祐一氏は、米国公認会計士として専門的な知見と経験に基づき、当社入社以来、管理部門における業務を適切に遂行し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの実績を有することから、引き続き取締役として経営を担うことが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	あきた けんじ 秋田 堅司 (1981年7月29日生) 再任	2004年4月 ダイワボウ情報システム株式会社入社 2006年7月 株式会社アスキー入社 2007年8月 株式会社ミクシィ入社 2012年7月 株式会社スクウェア・エニックス入社 2014年1月 株式会社マーベラス入社 2016年10月 当社入社 2017年3月 当社執行役員事業開発部(現コンテンツプロデュース部)長 2019年3月 当社取締役コンテンツプロデュース部長(現任)	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>秋田堅司氏は、エンターテインメントビジネスにおけるサービス及びマーケティングについて豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社入社以来、コンテンツプロデュース部における業務を適切に遂行し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの実績を有することから、引き続き取締役として経営を担うことが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	さとつ しゅんすけ 佐藤 俊介 (1978年6月3日生) 再任 社外 独立	2001年4月 パリユークリックジャパン株式会社入社 2008年7月 株式会社エスワンオーインタラクティブ(現株式会社ハートラス)代表取締役会長 2015年3月 当社 社外取締役(現任) 2015年4月 SOCIAL GEAR PTE.LTD. Director(現任) 2016年6月 トランス・コスモス株式会社 取締役CMO(現任)  (重要な兼職の状況) トランス・コスモス株式会社 取締役上席常務執行役員兼CMO	44,802株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>佐藤俊介氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役就任以来、経営に対する客観的かつ的確な助言をいただいております。引き続き、社外取締役として経営を監督いただくことが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2 佐藤俊介氏は、社外取締役候補者であります。  
3 当社は、佐藤俊介氏との間で会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に定める損害賠償の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法の定める最低責任限度額であります。  
4 各候補者の所有する当社株式の数は、当事業年度末日現在の株式数であります。  
5 佐藤俊介氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終了の時をもって5年となります。  
6 佐藤俊介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	たなか しん 田中 新 再任	取締役監査等委員（常勤）	12回中12回 (100%)
2	よしだ ひろあき 吉田 広明 再任 社外 独立	取締役監査等委員	12回中12回 (100%)
3	おおはし としひこ 大橋 敏彦 再任 社外 独立	取締役監査等委員	12回中12回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>たなか しん 田中新 (1962年7月8日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社JTB)入社</p> <p>2000年4月 株式会社毎日コムネット入社</p> <p>2007年5月 株式会社エイチ・ユー 取締役</p> <p>2012年4月 株式会社ワークス・ジャパン 取締役</p> <p>2013年7月 menue株式会社(現当社)入社</p> <p>2014年10月 当社 常勤監査役</p> <p>2016年3月 当社 取締役(常勤監査等委員)(現任)</p>	4,125株
<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>田中新氏は、当社入社以来、管理部門における業務を適切に遂行し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの実績を有することから、引き続き監査等委員である取締役として経営を監督することが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>よしだ ひろあき 吉田広明 (1972年7月27日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>2003年6月 株式会社産業再生機構入社</p> <p>2007年1月 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー(現任)</p> <p>2014年2月 株式会社MNH(現当社) 監査役</p> <p>2016年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士法人北浜法律事務所 パートナー</p>	一株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由</p> <p>吉田広明氏は、弁護士として法律に関する専門的な知識を有しており、当社監査等委員である社外取締役就任以来、経営に対する客観的かつ的確な助言をいただいております。引き続き、監査等委員である社外取締役として経営を監督いただくことが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">おおはし としひこ 大橋 敏彦 (1965年6月26日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1989年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド入社</p> <p>1993年6月 株式会社ロッキング・オン入社</p> <p>2000年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>2008年4月 株式会社日本政策投資銀行出向</p> <p>2009年4月 大橋公認会計士事務所設立、所長（現任）</p> <p>2014年3月 株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン 監査役（現任）</p> <p>2015年5月 当社 監査役</p> <p>2016年3月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 大橋公認会計士事務所 所長 株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン 監査役</p> <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由</p> <p>大橋敏彦氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的知見を有しており、当社監査等委員である社外取締役就任以来、経営に対する客観的かつ的確な助言をいただいております。引き続き、監査等委員である社外取締役として経営を監督いただくことが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>	一株

- (注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 吉田広明氏及び大橋敏彦氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 当社は、田中新氏、吉田広明氏及び大橋敏彦氏それぞれとの間で会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。三氏の再任が承認された場合、当社は三氏それぞれとの間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に定める損害賠償の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法の定める最低責任限度額であります。
- 4 吉田広明氏及び大橋敏彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 5 吉田広明氏及び大橋敏彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

2016年12月15日開催の当社株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は基本報酬の額について年額300,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、業績連動報酬の額について年額150,000千円以内（ただし、基本報酬と業績連動報酬の年間総額は300,000千円を超えない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役にに対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記の業績連動報酬の額についての報酬限度額の範囲内で、対象取締役にに対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50,000千円以内として設定いたしたいと存じます。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して取締役会において決定することといたします。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

本議案についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

「当委員会は、数度にわたる取締役会等における議論をふまえて検討いたしました。その結果、本議案の内容は相当であると判断いたしました。」

## 記

### 対象取締役にに対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役にに対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含み譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

#### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役にに対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場

合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他

譲渡制限付株式割当契約における意思表示及び通知の方法、譲渡制限付株式割当契約改定の方法その他当社取締役会で定める事項を譲渡制限付株式割当契約の内容とする。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、企業収益の向上や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続いておりますが、海外の不安定な政治動向や地政学リスクが与える影響の懸念などもあり、景気の先行きは依然不透明な状況が続きました。

コミックを中心とする電子書籍市場は、ユーザーの拡大及びユーザー平均購入量の増加が続いております。課金や広告でマネタイズするマンガアプリも拡大しており、出版社の自社アプリも増加しております。今後も電子書籍及び電子コミック市場の拡大が続くことが予想されております。(出典：インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2019」)

しかしながら、電子書籍のビジネスモデルの多様化や成熟によって電子書籍市場が徐々に飽和していくことも想定されます。

このような市場環境の中で、当社はオリジナルコンテンツの創出や独占先行配信タイトル等による品揃え及び編集機能の強化を進めるとともに、未契約ライセンサーとの許諾獲得にも注力し、コンテンツ拡充に繋げております。また、サイト表示の改善や機能改良等、より長くお客様に使い続けていただけるようサービス改善も継続的に進めました。

ゲームビジネスにおいては当社原作の新作スマートフォン向けゲーム「RenCa:A/N (レンカ アルバニグル)」をリリースする等、複数のタイトルをリリースしております。

この結果、当事業年度の売上高は10,401,060千円(前年同期比13.2%増)、営業利益は817,923千円(前年同期比58.1%増)、経常利益は812,488千円(前年同期比63.8%増)、当期純利益は496,791千円(前年同期比90.4%増)となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用による経営成績への影響は軽微であります。

当社はコンテンツプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。以下、当事業年度における主な活動状況を報告いたします。

### コンテンツプラットフォーム事業

電子書籍ビジネスの主力サービスであるコミック配信サービス「まんが王国」においては、累計82作品となるオリジナルコンテンツの配信や独占先行配信作品を含んだオリジナルレーベルの配信によってコンテンツの差別化を推進するとともに、人気作品を多数輩出する株式会社スクウェア・エニックス作品の配信を開始する等、コンテンツの拡充を推進いたしました。さらに、お客様のニーズが高かった後払い決済を導入し、クレジットカードを保有していない方や利用に抵抗感のある方へのニーズに応えたほか、アプリ内にダウンロード機能を導入する等、お客様によりお手軽にご利用いただけるよう改良を行いました。また、これまで積み重ねてきたデータ分析に基づくサービス改善や接客強化の中で各セグメント(顧客属性)に合わせたお客様の利用を促進する施策も複数展開し、サイト活性化に繋げております。これによって、2019年9月に累計ダウンロード数が11億冊を突破、同年10月に会員登録数が300万人を突破する等、継続成長して

おります。無料マンガアプリ「コミックevery」においては、2019年12月に株式会社新潮社の漫画作品の配信を開始する等、アプリのリリース以来、継続してコンテンツ拡充を推進しております。新作から旧作まで幅広くコンテンツを取り揃え、基本無料で読める作品数を1,100作品、30,000話以上にまで拡大いたしました。

ゲームビジネスにおいては、株式会社オルトプラスと共同開発している当社原作の新作スマートフォン向けゲーム「RenCa:A/N（レンカ アルバニグル）」を2019年12月にリリースし、ファンミーティングの開催や公式WEBラジオの公開等、様々なイベントを展開しております。

その他ビジネスにおいては、アプリゲーム「侍魂オンライン－朧月伝説」のPR映像制作を担当し、映画監督・三池崇史氏を監督にお迎えする等、コンテンツ開発にとどまらず、プロモーション支援等のプロデュース活動に取り組む等、積極的にビジネス展開を進めております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2019年8月1日を効力発生日として当社の完全子会社である株式会社ノベルバを吸収合併し、その権利義務を承継しました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

現在における当社の主力サービスであるコミック配信サービス「まんが王国」は、10年以上の実績を有しており、さらなるユーザー及び収益の拡大が見込まれます。

今後も継続的な発展を続け、当社のVisionである「グローバルで通用するコンテンツプロデュースカンパニーへ」を実現するため、当社是对処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

### ① 「まんが王国」の差別化

電子書籍市場は拡大を続けておりますが、一方で新規参入企業も多く競争が激化しております。そのため会員獲得コストは増加傾向ではありますが、サービスの継続的な拡充や差別化により収益拡大を実現してまいりました。当社では今後の継続的な成長の実現に向けて、さらに「まんが王国」の魅力を高めるため、今後も積極的に差別化を進める施策に取り組んでまいります。

無料で閲覧可能な「じっくり試し読み」の充実、自社開発ビューアによる使いやすいUX (User experience) の提供、当社独自の目線による優良タイトルの掘りおこしや決済手段の多様化等、これまでの取り組みを継続的に推進するほか、当社のマーケティングノウハウを駆使したオリジナルコンテンツの創出を積極的に進めてまいります。

### ② 新サービスの立上げ及び育成

当社は、設立以来、変化の速いインターネット市場の動向をいち早く捉えて様々な事業にチャレンジしてまいりました。現在は主力の電子書籍ビジネスの他、ゲーム等、エンターテインメント領域での事業拡大を進めるとともに、オリジナルIPの創出にチャレンジをしてまいります。

### ③ サービス・企業認知度の向上

当社が継続的な企業価値の向上を実現するためには、ユーザー、取引先、人材の獲得が必要です。これらの獲得活動をより効率的に進めるため、当社及び当社サービスの持つ強み・サービスの健全性・ガバナンス体制等を戦略的に発信し、認知度及びコーポレートブランドを向上させてまいります。

このため、費用対効果を重視したプロモーション・広報活動を積極的に推進してまいります。

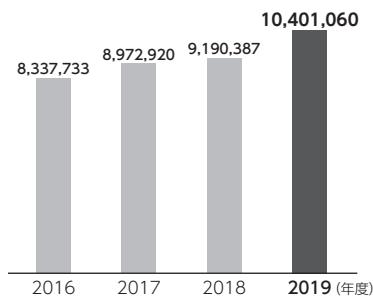
### ④ 有能な人材の育成と確保

当社のあらゆる活動の継続的改善、成長のため、最も重要なのは人材であります。その育成と確保の観点から、経営理念に沿った評価制度の施行、その運用の徹底及び継続的な改善並びにインセンティブ制度を含めた人事制度全般の充実を図ってまいります。また、積極的な採用活動、教育制度の充実を図り、組織でフォローアップできる体制を構築してまいります。

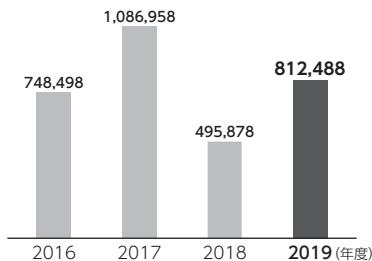
(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第4期 (2016年12月期)	第5期 (2017年12月期)	第6期 (2018年12月期)	(当期)第7期 (2019年12月期)
売 上 高(千円)	8,337,733	8,972,920	9,190,387	10,401,060
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失(千円)	748,498	1,086,958	495,878	812,488
当期純利益又は当期純損失(千円)	407,175	678,778	260,898	496,791
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(円)	74.11	114.65	43.75	84.47
総 資 産(千円)	6,971,027	7,688,346	7,104,602	7,753,074
純 資 産(千円)	3,337,996	4,974,065	4,882,956	4,736,443
1 株 当 たり 純 資 産(円)	607.52	817.18	830.75	802.71

■ 売上高(千円)

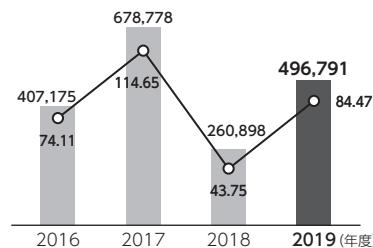


■ 経常利益又は経常損失(千円)

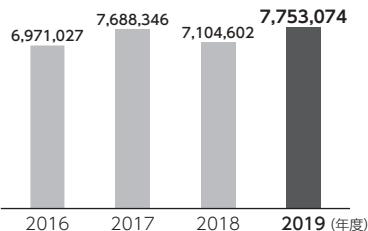


■ 当期純利益又は当期純損失(千円)

○ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(円)

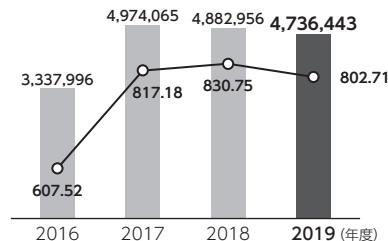


■ 総資産(千円)



■ 純資産(千円)

○ 1株当たり純資産(円)



## (10) 重要な子会社の状況

- ① 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

事業	主要サービス
コンテンツプラットフォーム事業	まんが王国による電子コミックの配信

## (12) 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都港区北青山二丁目13番5号

## (13) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69名 (20名)	10名増	34.4歳	4.6年

(注) 従業員数及び各平均値には、有期労働契約に基づく契約社員及び臨時従業員（スタッフ、派遣社員）は含んでおりません。なお、従業員数欄の（外書）は、臨時従業員のうちスタッフの年間平均雇用人員（1日8時間換算）を参考に記載しております。

## (14) 主要な借入先 (2019年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	600,000 千円

## (15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

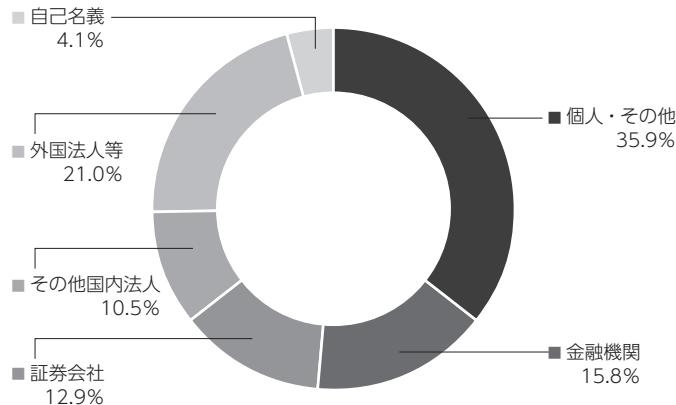
- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 6,150,198株  
 (自己株式250,223株を含む)  
 (3) 株主数 4,228名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	662,800株	11.23%
株式会社小学館	544,500	9.22
株式会社SBI証券	399,709	6.77
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	248,168	4.20
吉田 仁平	244,259	4.14
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	203,900	3.45
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT	167,500	2.83
MSCO CUSTOMER SECURITIES	125,000	2.11
MSIP CLIENT SECURITIES	91,440	1.54
クレディ・スイス証券株式会社	88,700	1.50

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

株式の所有者別分布状況 (ご参考)



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
新株予約権の数	23,709個	21,885個	82,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 23,709株	普通株式 21,885株	普通株式 82,000株
発行価額	無償	無償	無償
行使価額	1株当たり500円	1株当たり500円	1株当たり500円
新株予約権を行使することができる期間	2016年5月27日～ 2021年6月30日	2017年1月31日～ 2021年6月30日	2017年1月31日～ 2025年1月30日
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)	(注2)
	第5回新株予約権	第6回新株予約権	
新株予約権の数	28,088個	2,430個	
目的となる株式の種類及び数	普通株式 28,088株	普通株式 243,000株	
発行価額	無償	1個当たり200円	
行使価額	1株当たり800円	1株当たり2,320円	
新株予約権を行使することができる期間	2018年3月31日～ 2023年6月30日	2018年4月1日～ 2024年6月21日	
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注3)	

#### (注) 1 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、若しくは従業員が定年により退職した場合又は当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。
- ③当社の普通株式又は当該株式を表章する預託証券が国内又は国外のいずれかの取引所に上場していない場合には、本新株予約権の行使をすることができない。
- ④その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 2 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。
- ③その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 3 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は2017年12月期乃至2019年12月期の各事業年度の当社ののれん償却前営業利益（営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。）の累積額が下記の各号に掲げる各金額を超過した場合、当該のれん償却前営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(a) のれん償却前営業利益の累積額が4,150百万円を超過した場合：行使可能割合20%

(b) のれん償却前営業利益の累積額が4,300百万円を超過した場合：行使可能割合80%

(c) のれん償却前営業利益の累積額が4,500百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記ののれん償却前営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）

作成している場合、連結キャッシュ・フロー計算書)におけるのれん償却額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## (2) 役員が保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く)	第2回 (500円)	2016年5月27日 ～2021年6月30日	1,267個	1,267株	1名 (注)
	第3回 (500円)	2017年1月31日 ～2021年6月30日	9,413個	9,413株	2名
	第4回 (500円)	2017年1月31日 ～2025年1月30日	82,000個	82,000株	1名
	第5回 (800円)	2018年3月31日 ～2023年6月30日	4,200個	4,200株	1名
	第6回 (2,320円)	2018年4月1日 ～2024年6月21日	1,050個	105,000株	3名
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	第5回 (800円)	2018年3月31日 ～2023年6月30日	1,100個	1,100株	1名

(注) 当該新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

## (3) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## (4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2019年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉田仁平	代表取締役社長	
櫻井祐一	取締役管理部長兼社長室長	
秋田堅司	取締役コンテンツプロデュース部長	
佐藤俊介	取締役	トランス・コスモス株式会社 取締役上席常務執行役員兼CMO
田中新	取締役監査等委員（常勤）	
吉田広明	取締役監査等委員	弁護士法人北浜法律事務所 パートナー
大橋敏彦	取締役監査等委員	大橋公認会計士事務所 所長 株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン 監査役

- (注) 1 取締役秋田堅司氏は、2019年3月27日開催の当社定時株主総会において選任され、就任いたしました。
- 2 取締役佐藤俊介氏、取締役吉田広明氏及び取締役大橋敏彦氏は社外取締役であります。
- 3 取締役監査等委員大橋敏彦氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社監査等委員会は、監査等委員3名のうち1名を常勤監査等委員として選定しております。常勤監査等委員の職務として、執行部門からの聴取や現場実査、内部監査部門との連携等による日常的な情報収集を行い、監査等委員全体で共有することにより監査等委員会の実効性を高めることを目的にしております。
- 5 当社は、取締役佐藤俊介氏、取締役吉田広明氏及び取締役大橋敏彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役<監査等委員である取締役を除く> (うち社外取締役)	4名 (1名)	57,632千円 (4,192千円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (2名)	19,999千円 (7,999千円)

- (注) 1 2016年12月15日開催の株主総会の決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は基本報酬の額について年額300,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、業績連動報酬の額について年額150,000千円以内（ただし、基本報酬と業績連動報酬の年間総額は300,000千円を超えない）とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）と決議されております。
- 2 各役員の報酬については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。決定方法は、各役員の職務執行状況等に鑑み、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については取締役会にて、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員である取締役の協議にて報酬等の額を決定しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、非業務執行取締役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を結んでおります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先との関係

社外取締役佐藤俊介氏の兼職先であるトランス・コスモス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である吉田広明氏の兼職先である弁護士法人北浜法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である大橋敏彦氏の兼職先である大橋公認会計士事務所、株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパンと当社との間には特別な関係はありません。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ③ 当事業年度における活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	佐藤 俊介	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、豊富な経験と幅広い知見に基づく経営者としての観点から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	吉田 広明	当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会12回全てに出席し、主に企業統治、企業法務の観点から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	大橋 敏彦	当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会12回全てに出席し、主に財務、会計の観点から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
太陽有限責任監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,300千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,300千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査等委員会は、従前の事業年度における会計監査の職務遂行の状況、監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの妥当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

- (4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により適正な監査の遂行が困難であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、当社「企業行動規範」に基づき、法令及び定款並びに業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に従い、当社の職務を執行する。
  - b. 当社取締役会は、独立した社外取締役を招へいして構成し、その意思決定及び業務執行の適法性を監督する機能を強化して経営の透明性・公平性を確保する。
  - c. 当社監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムが有効に機能しているかを確認するとともに、その整備・維持の状況を監視する。
  - d. 当社管理部門は、当社グループにおける法令遵守に関わる規程・マニュアルその他の関連規程の整備、コンプライアンスに関わる教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めるとともに、内部統制システムの整備、維持を行う。
  - e. コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制における問題点の把握と改善に努める。
  - f. 当社内部監査部門は、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行の方法及び内容の妥当性、有効性等を監視するとともに、内部統制システムのモニタリングを行い、適宜、代表取締役及び監査等委員会に報告する。
  - g. 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務諸表の信頼性を確保するための体制の整備を図り、継続的な評価と必要な是正を行う。
  - h. 反社会的勢力に対しては、法令及び社内規程に従い、組織的に毅然と対応し、一切の関係を遮断する。
- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に関わる文書その他の情報は、文書管理規程その他の社内規程に従い、その保存媒体の形式に応じて、適切に保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスク管理規程に基づいてリスク管理体制の整備を行う。
  - b. 重大リスクが顕在化した場合には、リスク管理規程に基づいて迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめるように努める。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 当社は、定時取締役会を月一回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。
  - b. 当社グループは、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務分掌規程、職務権限規程

- その他の社内規程において職務執行に関する権限及び責任を明文化し、適時適切に見直しを行う。
- c.当社は、取締役会の事前審議機関として経営会議を設置し、取締役会の意思決定に必要な情報について十分な検討、事前協議を行う。
- d.当社は、執行役員制度の導入により、権限を適切に委譲し、業務執行の効率化、迅速化を図る。
- e.中期経営計画及び年度予算・事業計画を策定し、その進捗を月次及び適宜レビューすることにより課題の抽出と迅速な対応を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a.当社グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備、その他子会社の経営管理については、当社管理部門がその任にあたる。
- b.関係会社管理規程に基づき、子会社の経営上の重要事項については、取締役会の事前承認を必要とし、適時業務の執行に関して必要な報告及び資料の提出を求める。
- ⑥ 監査等委員会のその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- a.当社監査等委員会からの要請があった場合、その職務を補助する使用人（以下、「監査等委員補助者」という。）として、管理部門の中から若干名を選任する。
- b.選任された監査等委員補助者は、当社監査等委員の指揮・命令に服するものとし、監査等委員補助者に対する人事権の行使にあたっては、事前に当社監査等委員と監査等委員でない当社取締役が協議する。
- ⑦ 監査等委員でない当社取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等（以下、「当社グループの取締役等」という。）が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a.当社グループの取締役等は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査等委員会に報告する。また、当社監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役等に対し報告を求めることができる。
- b.当社監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また重要な決裁書類及び関連資料を閲覧し、必要に応じて説明を求めることができ、代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- c.当社監査等委員会への報告をした当社グループの取締役等に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- d.当社の監査等委員会及び当社子会社の監査役は、連携を強化し、適宜必要な情報交換を行う。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a.当社監査等委員会は、監査の実施に際し必要に応じて当社管理部門に協力を要請することができる。

- b. 当社監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人との情報交換に努め、密接な連携を図る。
- c. 当社監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに必要な処理を行う。

## (2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システム全般

当社は、内部監査担当部門による定期的な業務監査及び内部統制監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価を行い、継続的な改善を実施しております。

### ② コンプライアンス

当社は、法令遵守体制の整備、点検及び強化を推進するため、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会を設置しており、当事業年度においては1回開催いたしました。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するため定期的に社内セミナーを開催するとともに、万一違反行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として外部委託による内部通報窓口を設置しております。

### ③ リスク管理

当社は、リスク管理規程に基づき取締役社長を統括責任者とするリスク管理体制を構築し、定期的に全社的なリスクの抽出、評価を行うとともに、リスクごとの所管部署を明確にして効果的なリスク統制を図っております。

### ④ グループ経営管理

当社は、子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程に基づき適切に管理する体制を整えております。

### ⑤ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、業務に関わる重要な意思決定を行うとともに取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、社外取締役3名を選任し、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度において取締役会は12回開催しております。

### ⑥ 監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員を置くとともに、その職務に応じた選定監査等委員を選定し、経営会議その他の重要な会議への出席、稟議書等の閲覧、使用人等からのヒアリング及び内部監査部門、会計監査人との連携等を通じて監査の実効性を確保しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針  
当社は、当該基本方針を特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、現在配当を行っていませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、中長期的な事業拡大や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討していく方針であります。なお、2018年11月14日に開示した「中期経営計画」に記載しましたとおり、2021年12月期までに配当性向10%での配当を目指しておりますが、現時点では未定であります。

これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は毎年6月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,292,031</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,656,630</b>
現金及び預金	1,664,528	買掛金	1,087,702
売掛金	1,279,639	1年内返済予定長期借入金	240,000
有価証券	300,000	未払金	284,377
商品	2,987	未払費用	21,648
貯蔵品	1,323	未払法人税等	216,586
前渡金	19,728	未払消費税等	30,927
前払費用	25,263	繰延収益	710,192
その他	404	預り金	7,850
貸倒引当金	△1,843	賞与引当金	45,783
<b>固定資産</b>	<b>4,461,042</b>	その他の	11,561
<b>有形固定資産</b>	<b>38,165</b>	<b>固定負債</b>	<b>360,000</b>
建物	14,662	長期借入金	360,000
建物附属設備	11,655		
工具器具備品	131,853	<b>負債合計</b>	<b>3,016,630</b>
減価償却累計額	△110,579	<b>(純資産の部)</b>	
減損損失累計額	△9,426	<b>株主資本</b>	<b>4,735,957</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,351,988</b>	資本金	1,868,930
のれん	3,717,017	資本剰余金	1,868,430
商標権	432	資本準備金	1,868,430
ソフトウェア	188,135	<b>利益剰余金</b>	<b>1,371,988</b>
コンテンツ資産	403,767	その他利益剰余金	1,371,988
ソフトウェア仮勘定	8,264	繰越利益剰余金	1,371,988
コンテンツ資産仮勘定	34,371	<b>自己株式</b>	<b>△373,392</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>70,888</b>	新株予約権	486
繰延税金資産	26,968		
その他の	43,919	<b>純資産合計</b>	<b>4,736,443</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,753,074</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,753,074</b>

# 損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,401,060
売上原価	5,765,013
売上総利益	4,636,047
販売費及び一般管理費	3,818,123
営業利益	817,923
営業外収益	
受取利息及び配当金	638
賞与引当金戻入額	408
還付加算金	508
受取返戻金	1,275
違約金収入	1,000
消費税等調整額	208
その他の	790
営業外費用	
支払利息	4,785
融資手数料	3,858
その他の	1,620
経常利益	812,488
税引前当期純利益	812,488
法人税、住民税及び事業税	305,943
法人税等調整額	9,753
当期純利益	496,791

## 株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,862,936	1,862,436	1,862,436
会計方針の変更による 累積的影響額			
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,862,936	1,862,436	1,862,436
当期変動額			
新株の発行	5,994	5,994	5,994
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	5,994	5,994	5,994
当期末残高	1,868,930	1,868,430	1,868,430

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,530,424	1,530,424	△373,348	4,882,448	508	4,882,956
会計方針の変更による 累積的影響額	△655,227	△655,227		△655,227		△655,227
会計方針の変更を反映 した当期首残高	875,197	875,197	△373,348	4,227,220	508	4,227,728
当期変動額						
新株の発行				11,989		11,989
当期純利益	496,791	496,791		496,791		496,791
自己株式の取得			△43	△43		△43
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△22	△22
当期変動額合計	496,791	496,791	△43	508,736	△22	508,714
当期末残高	1,371,988	1,371,988	△373,392	4,735,957	486	4,736,443

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 50年

建物附属設備 8～15年

工具器具備品 4～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

コンテンツ資産 3年（利用可能期間）

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 消費税等の会計処理              | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。                    |
| (2) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| (3) のれんの償却方法及び償却期間         | 5～20年の均等償却を採用しております。                               |

## 会計方針の変更に関する注記

### 1. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

#### (1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

#### (2) 計算書類の主な項目に対する影響額

当社サービス「まんが王国」においては、従来、ポイント購入時に全額を収益として認識しておりましたが、ポイントに係る収益はポイント使用時又は失効時まで繰り延べ、契約負債として認識する方法に変更いたしました。当該契約負債については、貸借対照表上「繰延収益」として表示しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、655,227千円減少しております。なお、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 2. 「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の適用

### (1) 会計方針の変更の内容及び理由

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2019年1月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

### (2) 遡及適用をしなかった理由等

実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

### (3) 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度への影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

### 貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。なお、これらの当座貸越契約及び貸出コミットメント契約については、財務制限条項が付されております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	— //
差引額	2,000,000千円

## 2. 財務制限条項

(1) 当座貸越契約（極度額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。

- ① 2018年12月期決算以降、各年度の決算期末日における単体の貸借対照表に示される純資産の部の金額を、2017年12月期決算期末日又は直前に到来する年度の決算期末日における単体の貸借対照表に示される純資産の部の金額のいずれか高い方の80%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における単体の損益計算書に示される当期純利益が、2017年12月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

(2) 貸出コミットメント契約（契約総額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。

- ① 2017年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 2017年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

(3) 貸出コミットメント契約（契約総額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。

- ① 2019年12月期における借入人の単体の経常利益（連結決算を行った場合は連結ベースでの経常利益）について赤字を計上しないこと。
- ② 2019年12月期末における借入人の単体の純資産額（連結決算を行った場合は連結ベースでの純資産額）が前期末における借入人の単体の純資産額の85%に相当する金額を下回らないこと。

(4) 貸出コミットメント契約（契約総額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。

- ① 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

### 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	98千円
営業取引以外の取引（収入分）	540千円

（注）当該関係会社につきましては、2019年8月1日付で当社を存続会社とする吸収合併を行いました。そのため、当事業年度末日における当社の関係会社はありません。

**株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数	
普通株式	6,150,198株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	250,223株
3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数	
普通株式	398,682株

**税効果会計に関する注記**

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
未払事業税	7,391千円
未払賞与	14,019千円
前渡金	257千円
貸倒引当金	564千円
減価償却超過額	1,382千円
繰延資産償却超過額	126千円
敷金償却	1,838千円
その他	1,388千円
繰延税金資産小計	26,968千円
評価性引当額	—千円
繰延税金資産合計	26,968千円
繰延税金負債	—千円
繰延税金負債合計	—千円
繰延税金資産純額	26,968千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	0.1%
のれん償却額	10.0%
その他	△2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2%

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、流動性が高くかつ安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、預金と同様の性格を有するものであります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資や事業投資に係る資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。これらは金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先毎の与信限度額及び残高管理を行うとともに、定期的に与信限度額の見直しを実施することにより信用リスクを管理しております。

##### ② 市場リスクの管理

当社は、必要に応じて、金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
①現金及び預金	1,664,528	1,664,528	—
②売掛金 (*2)	1,279,639		
貸倒引当金	△1,843		
	1,277,795	1,277,795	—
③有価証券	300,000	300,000	—
④買掛金	(1,087,702)	(1,087,702)	—
⑤未払金	(284,377)	(284,377)	—
⑥未払法人税等	(216,586)	(216,586)	—
⑦未払消費税等	(30,927)	(30,927)	—
⑧1年内返済予定長期借入金	(240,000)	(239,947)	△52
⑨長期借入金	(360,000)	(359,744)	△255

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## ①現金及び預金、②売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ③有価証券

合同運用指定金銭信託であり、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

## ④買掛金、⑤未払金、⑥未払法人税等、⑦未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ⑧1年内返済予定長期借入金、⑨長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,664,528	—	—	—
売掛金	1,279,639	—	—	—
有価証券	300,000	—	—	—
合計	3,244,167	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	240,000	360,000	—	—
合計	240,000	360,000	—	—

#### 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

#### 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 802円 71銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 84円 47銭

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 収益認識に関する注記

当社は、コンテンツプラットフォーム事業を行っており、顧客にコンテンツを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

当社の主たるサービスである「まんが王国」においては、顧客がポイントを使用するごとにコンテンツを提供する義務を負っており、当該ポイント使用時又は失効時に履行義務が充足されます。そのため、当該ポイント使用又は失効により収益を認識しております。

## 会計監査人の監査報告書 贈本

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

株式会社ビーグリー  
取締役会 御中太陽有限責任監査法人指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河 島 啓 太 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーグリーの2019年1月1日から2019年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月14日

株式会社ビーグリー 監査等委員会  
取締役常勤監査等委員 田 中 新 ㊟  
社外取締役監査等委員 吉 田 広 明 ㊟  
社外取締役監査等委員 大 橋 敏 彦 ㊟

以 上

# 株主総会会場 ご案内図

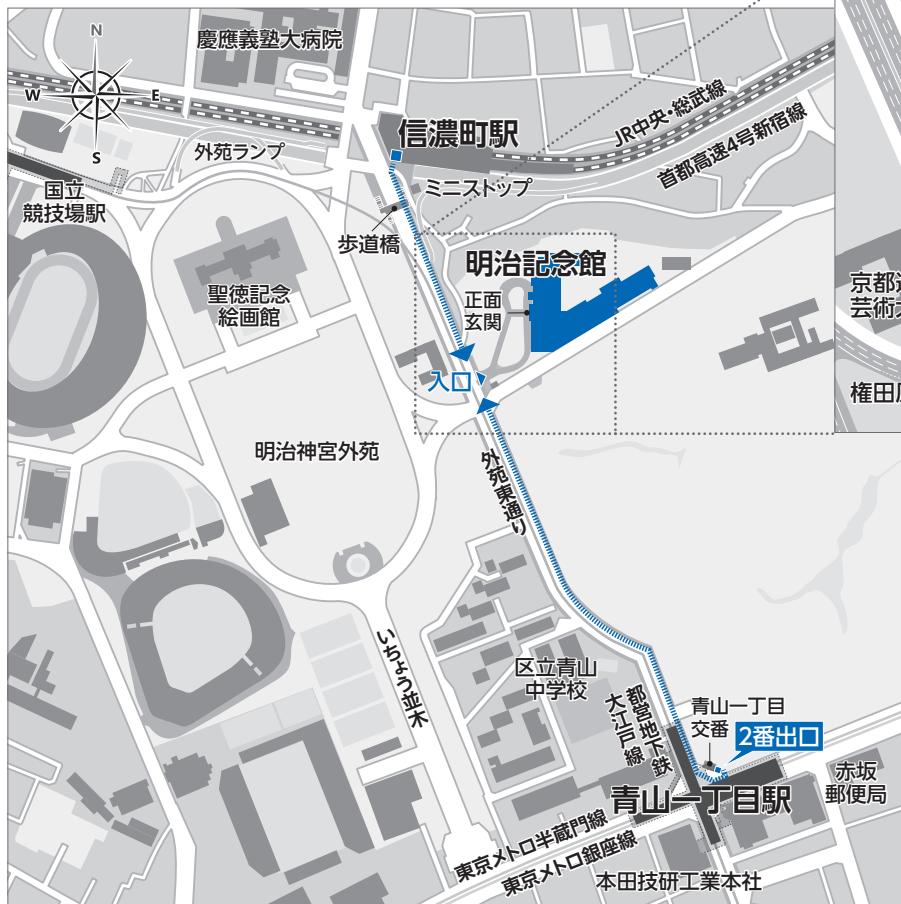
開催日時

2020年3月26日(木曜日) 午前10時

開催場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号  
**明治記念館 1階「若竹の間」**  
(TEL : 03-3403-1171)

## 最寄駅周辺図



## 会場拡大図



## 交通のご案内

JR中央・総武線

**「信濃町駅」 徒歩3分**

東京メトロ銀座線・半蔵門線  
都営地下鉄大江戸線

**「青山一丁目駅」  
2番出口より徒歩6分**

株式会社ビーグリー

東京都港区北青山二丁目13番5号 青山サンクレストビル4階  
<https://www.beagle.com/>

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した  
植物油インキを  
使用しています。